平成２８年（フ）第２９号
秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字休平36番地の２
破産者　有限会社かなざわ商店
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第６１号
新潟市東区河渡庚384番地５
破産者　Ｓ・Ｔ建設工業株式会社
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７５号
岐阜県羽島市足近町５丁目360番地
破産者　シンワテック株式会社
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１８８２号
名古屋市瑞穂区十六町１丁目39番地
破産者　東海ビル保全有限会社
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９２３号
神戸市灘区大石東町４丁目５番24号
破産者　有限会社赤坂電工社
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３号
兵庫県伊丹市荻野１丁目101番地
破産者　コーワ電子工業株式会社
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
熊本市東区新南部６丁目５番45号
破産者　有限会社神鷹タクシー
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８２号
鹿児島県鹿屋市古江町686番地１
破産者　絵美丸水産有限会社
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
北海道勇払郡むかわ町米原479番地３
破産者　株式会社フォレスト
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第７２号
岩手県北上市北鬼柳５地割68番地４
破産者　有限会社アスク
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１０２号
東京都世田谷区松原１丁目53番５号
破産者　合同会社ＬＵＣＫＯＮ
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３０８号
東京都青梅市裏宿町726番地の２
破産者　有限会社幸和
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３７１号
東京都多摩市鶴牧１丁目４番地の10アネックス鶴牧601
破産者　近藤喜代子
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８２号
岐阜県土岐市肥田町肥田2985番地の239
破産者　株式会社田口建設工業
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２６号
愛知県新城市川田字新平10番地の２
破産者　シンシロニツト株式会社
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２４３号
三重県鈴鹿市算所２丁目９番19号
破産者　株式会社ワールドスクウェア
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０６号
三重県津市東丸之内21番９号
破産者　株式会社ベルテック
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４６号
岡山県瀬戸内市邑久町山田庄420－２ビレッジハウス邑久２号棟304、開始決定時の住所岡山県備前市佐山3103番地２　株式会社堀田寮
破産者　上口　一彦
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８３号
宮崎県西都市大字南方388番地１
破産者　日商畜材株式会社
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４０１号
新潟市西区寺尾朝日通19番12号　サンローゼ寺尾102号
破産者　吉田百合子
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

破産手続廃止中更正

平成２９年（フ）第３９号
福岡県久留米市天神町53番地２　天神コーポ301号、商業登記簿上の本店所在地福岡県久留米市東和町３番地３クィーンズプラザ久留米中央1003号
破産者　有限会社吾市
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　平成29年12月７日になした破産手続廃止決定を、破産手続終結決定と更正する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部